

## 大阪府における緊急事態宣言発令に伴う感染拡大防止行動の徹底について

令和3年1月14日から大阪府および兵庫県、京都府において効力を発する緊急事態宣言が発出される予定です。

本学では新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐために、引き続き「[学生に求められる体調管理などの行動について（指針）](#)」（6月1日発出）を遵守するとともに、下記について理解し、行動されるよう周知します。

本学は引き続き感染予防に努めていきますので、不安なことや報告すべきことがありましたら学生課まで連絡してください。引き続きユニバーサル・パスポートからの連絡に注意してください。

令和3年1月13日 学生生活担当部長

### 記

#### 1. 基本的な感染予防と報告の徹底

学内外、昼夜を問わず手洗いやマスク着用、咳エチケットといった感染防止のための取組および「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面\*」」を避ける行動を徹底すること。登校前の体調確認および体調が不良な場合の学生課報告と相談を徹底すること。

#### 2. 課外活動

学外における活動は一切禁止する。

学内における課外活動については事前に大学に提出した「団体ごとの感染予防行動」を徹底し、3密で唾液が飛び交う環境を避けること。さらに加えて学内における運動部・運動サークルの活動については、指導教員の監督の下、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けての活動とする。密集する運動や近距離で組み合ったり身体接触したりする場面が多い活動、大きな発声や激しい呼気を伴う活動は行わないこと。

#### 3. 府県を越えた移動

新型インフルエンザ等対策特別措置法による緊急事態宣言が発令されている都道府県もしくは新型コロナウイルス感染症対策分科会が示す「ステージⅣ」に該当する都道府県を越えた移動は自粛すること（ただし通学等、日常における生活や健康の維持のために必要な移動を除く）。

#### 4. 外出

不要不急の外出を自粛すること（ただし通学，医療機関への通院，医薬品・生活必需品の買い出し，屋外での運動や散歩など生活や健康の維持のために必要な移動を除く）。特にカラオケボックス等を利用した「ルームパーティー」，自宅に複数人で集まる「ホームパーティー」などの懇親の場への参加を自粛すること。

#### 5. 修学における不安や困難を抱えている場合の相談

修学における不安や困難を抱えている場合は，ためらわずにF A・ゼミを担当する教員，正雀および庄屋学舎における事務室，学生課および学生支援センター，学生相談室のいずれかに相談すること。

特に経済的な不安や困難については「学生の“学びの支援”緊急パッケージ」（緊急特別無利子貸与型奨学金の再募集，高等教育の修学支援新制度および貸与型奨学金における家計急変の場合の随時支援，新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金などの支援策等）の利用を検討できることから，学生課へ相談すること。

\* 「5つの場面」とは，感染リスクが高まる場面であり①飲酒を伴う懇親会等，②大人数や長時間におよぶ飲食，③マスクなしでの会話，④狭い空間での共同生活，⑤居場所の切り替わりを指す（詳しくは厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の“いま”についての10の知識」p.7参照。<https://www.mhlw.go.jp/content/000712224.pdf>）。

以上